

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人幸紀会

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

高齢者施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が利用や生活する場であり、こうした高齢者の多数が活動や生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを常に認識する必要があります。

当法人が運営する施設においては、感染症及び食中毒を予防する体制の整備、対策の実施により感染予防に留意し、感染症が発生した場合には敏速かつ適切な対応に努めます。

それぞれの施設における感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考えを理解し、施設全体でこの事に取り組むこととします。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策担当者を定め委員会を設置する等法人全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。

手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 感染症対策として日頃から職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用します。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策をお願いします。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。マスクの着用や手指の消毒等感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては面会制限の対策を取ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順(別紙1)」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 「発生時の状況把握」

② 「まん延防止のための措置」

③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤ 「行政への報告」

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1)環境整備・感染対策委員会の設置

①設置目的

・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する

②感染症対策委員会の構成員

・各事業所の施設長（管理者）、リーダー、看護職員、介護職員等とし、委員長を選任、感染症対策責任者とする

③感染症対策委員会の開催

・委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね6月に1回以上開催します。その他、必要に応じて開催

④感染症対策委員会の主な役割

- ・感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ・感染症対策に関する、職員研修の企画と実施
- ・指針、マニュアル等の作成
- ・利用者、職員の健康状態の把握と対応策
- ・利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ・感染症発生時の対応と報告
- ・感染症対策実施状況の把握と評価

⑤職員研修の実施

- ・定期的な教育、研修の実施（入居施設は年2回以上実施）
- ・新任者に対する感染症対策研修は感染症対策担当者が中心となって実施

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。（施設長・管理者・リーダー）・感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任・感染症発生時の行政報告・感染症発生時の状況把握及び指示・備品の整備（看護職員）・協力病院との連携を図る・ケアの基本手順の教育と周知徹底・衛生管理、安全管理の指導・面会、外来者への指導・予防対策への啓発活動・早期発見、早期予防の取り組み・経過記録の整備・職員への教育（相談員・介護支援専門員）・医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策強化・緊急時連絡体制の整備（行政機関、家族等）・発生時及びまん延防止の対応・経過記録の整備・家族への対応（栄養士・調理員）・食品管理、衛生管理の指導・食中毒予防の教育、指導の徹底・医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供・緊急時連絡体制の整備（保健所各関係

機関)・経過記録の整備(介護職員・リハ職員)・各マニュアルに沿ったケアの確立・生活相談員、看護職員、栄養士等との連携・利用者の状態把握・衛生管理の徹底・経過記録の整備

5. 感染症・食中毒予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも閲覧できるように事業所内に文章の掲示及び当法人ホームページにて公表します。

6. その他

本指針や感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（要約）

1.社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア.同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ.同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ.ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2.その他留意事項

ア.感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

イ.1の報告を行った施設等においては、その原因の究明に資するため、診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

ウ.医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため留意すること。

3.対象となる社会福祉施設等

ケアハウス ラ・ポーレぎふ、特別養護老人ホーム燦燦、デイサービスセンターきらり、地域密着型介護老人福祉施設ばーむ

※入居施設においては、施設内での感染対策委員会を主として対応する。

参考文献 令和2年10月 厚生労働省老健局 介護現場における感染対策の手引き

附則 この指針は、令和5年4月1日より施行する。